明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第八十六条に次の一項を加える。

3　法第三十二条第七項の規定は、第一項第九号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

第百条第一項第十五号中「子会社対象会社」の下に「（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）」を加え、同項第十九号中「なつた」の下に「ことを知つた」を加え、同条第二項第一号中「場合」の下に「（金庫である信用金庫代理業者が変更した場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　信用金庫代理業を再委託した場合（金庫である信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）が再委託をした場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた信用金庫代理業再受託者（同項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

第百条第五項第三号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。」のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二　第二項第六号に該当する場合　同号の規定による変更があつた日

第百八条を次のように改める。

（預金の受払事務の委託等）

第百八条　金庫は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（信用金庫代理業者に信用金庫代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該金庫と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二　当該金庫の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。ヘにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該金庫と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（ニ及びヘにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

第百十二条第二号中「確認すること等」を「確認すること」に、「改善させる等」を「改善させることその他の」に、「監督等」を「監督」に改め、同条第四号中「委託する等」を「委託することその他の」に、「生じること等」を「生じること」に改める。

第百三十条第二項第五号中「。次項において同じ」を削り、同条第四項第一号中「おいて」の下に「臨時に」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　金庫の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

第百三十七条の二第二項中「ついて」の下に「、顧客の求めに応じ、」を加え、「作成し、当該外国銀行代理金庫に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない」を「示さなければならない」に改め、同条第六項中「事項」の下に「又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）」を加える。

第百三十七条の四第二項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

第百三十八条第一項第三号中「（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百六十二条第一項及び第二項中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号ニ中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、信託業務を営む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。